

**契約書を作成される場合は、「保守各種契約書類要覧」を併せてご覧ください。**

## カスタマ・サービス・ポートフォリオ契約書

印紙税法第  
5条の規定に  
より収入印紙  
の貼用なし

### 第1条 目的

(1) 商品占有者(以下単に甲という)は、保守実施者(以下単に乙という)が開発したソフトウェアに関し、乙による以下のカスタマ・サービス・ポートフォリオ(以下、CSPという)の提供を受ける権利を有し、甲はこれに対し、下記のCSP契約料金を支払うことを約束します。

(2) 甲は、「わんぱくランチ」商品たるソフトウェアをはじめとする、乙が開発した全てのソフトウェアにつき、自らが提供する給食の管理目的のみにこれを使用します。

### 第2条 契約の期間

甲は、物件を下記期間について、乙とCSP契約を締結します。

弊社保守サービスは「準委任契約」に値するため、印紙税法第5条の規定により収入印紙を貼用いたしません。ただし、送付いただいた契約書に対し、指示がある場合は、貼用いたします。

### 第3条 CSP契約料

(1) 甲は、下記契約料を乙へ支払います。銀行振込の際の手数料は、甲の負担とします。

(2) 第5条に定める乙によるサービスの提供に不履行が生じた場合は、甲乙協議の上、乙は甲に対し、CSP契約料の全額を返金、もしくは、CSP契約料の全額の支払いの免除をし、CSP契約を解除することとします。

### 第4条 契約料の支払い時期

甲は、CSP契約料を請求があった日から起算して60日以内に乙に支払うものとします。

### 第5条 CSPの内容

乙は、ソフトウェアの機能が本契約成立時において、正常かつ何等の損傷がないことを条件として、該当期間中、次の内容のサービスの提供を行うものとします。

- ① 電話によるシステム操作説明
- ② 定期バージョンアップ(システム修正を含む)プログラムの配布
- ③ 文書によるバージョンアップ内容の説明とガイダンス
- ④ 文部科学省による、食品成分表データの改定に伴うソフトウェアの改定
- ⑤ 厚生労働省による、食事摂取基準改定に伴うソフトウェアの改定
- ⑥ 保育所専用給食献立データ及び献立レシピの配布
- ⑦ 給食便り「わんぱくだより」の配布
- ⑧ 機関紙「わんバックン」の定期配布
- ⑨ インターネットによるメンバーページへのアクセス権の付与(パスワードの発行)  
わんぱくランチ最新バージョンのダウンロード  
バックアップデータの保存(退避)
- ⑩ データ破損時の復旧支援
- ⑪ システムCDの紛失による最新バージョンの配布
- ⑫ 操作手順説明書の紛失による配布
- ⑬ プロテクトキー破損・故障による無償交換
- ⑭ 給食内容や業務に関するご相談

(1) 甲の申し出により、前項に定める保守基準を越えた保守を行った場合は、それに要する費用は甲の負担とします。

### 第6条 契約料未払いの場合の措置

CSP契約が次年度に繰り越されても、なお甲によるCSP契約料の支払いが行われないことが確認された場合には、以下の項目が適応されます。

- 1 インターネット利用による献立データのダウンロード等に使用されるユーザーID・パスワードの無効化
- 2 定期バージョンアップの保留
- 3 献立データ配布の停止

### 第7条 責任の範囲

ソフトウェアのパッケージに指定されている動作環境以外でソフトウェアを動作させたときに発生した不具合については、乙は責任を負わないものとします。

第8条 契約の解除

(1) 甲の書面によるCSP契約を終了する旨の申し出があつた場合には、CSP契約期間中であっても、乙は直ちにCSPサービスを停止します。

(2) 乙の役員等が、次のいずれかに該当するものであることが判明した場合は、甲は直ちに契約を解除します。

- ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)
- ②暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員を利用するなどした者
- ④暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑥下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記の①～⑤のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結した者。

第9条 有償の修理

ソフトウェアの故障等につき、次に挙げるものについてはこのCSP契約に含まれないものとし、すべて有償とします。

- 1 甲の不注意によるソフトウェアおよびデータの破壊の修理
- 2 乙が供給したソフトウェア以外のソフトウェアによるデータ破壊の修理
- 3 甲が使用または取り扱い方法を誤って生じた故障の修理

第10条 その他

この契約に関して疑義が生じた場合または、この契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ処理するものとします。

以上

記

契約日 年 月 日

契約日は空欄で発行いたします。任意の日付をご記入ください。

- 1 CSP対象ソフトウェア わんばんランチ
- 2 CSP契約期間 開始日 20\*\*年4月1日 終了日 20\*\*年3月31日
- 3 CSP契約料 金 46,860 円 (うち、消費税及び地方消費税額 4,260 円) 10 %対象
- 4 CSP対象物件 ユーザーID: パスワード: 顧客コード:

上記のとおり契約しました。よって本証2通を作成し、甲・乙署名押印のうえ各自その1通を保持するものとします。

甲(商品占有者)

所在地 \_\_\_\_\_  
 名称 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_ 印

乙(保守実施者)

〒496-0036 愛知県津島市愛宕町4-4-1

株式会社

■ユーザーID、パスワード、顧客コードについて

【導入に伴い契約書が必要なお客様】

導入後に発行いたします。庁内決済用に契約書が必要な場合は、空欄でご対応下さい。

【保守更新に伴い、契約書(雛形)が必要なお客様】

ライセンスに対し発行されるものであるため、年度で変わるものではありません。過去の契約書をご覧になるか、毎年送付している「わんばんランチ保守情報のお知らせ」をご覧の上、必要に応じてご入力ください。

【貴所にて契約書を作成されるお客様】

省いても構いません。

■複数ライセンスの契約・弊社契約書に対する変更について

弊社にて、複数ライセンスを1つにまとめて発行すること、4ライセンス以上の契約に対して弊社契約書を発行すること、弊社契約書を変更することは行っておりません。必要に応じて、貴所にて契約書を作成してください。その際、「保守各種契約書類要覧」の「7.貴所にて書類を作成される場合の注意点」を必ずご確認ください。

## カスタマ・サービス・ポートフォリオ契約書

印紙税法第  
5条の規定に  
より収入印紙  
の貼用なし

### 第1条 目的

(1) 商品占有者(以下単に甲という)は、保守実施者(以下単に乙という)が開発したソフトウェアに関し、乙による以下のカスタマ・サービス・ポートフォリオ(以下、CSPという)の提供を受ける権利を有し、甲はこれに対し、下記のCSP契約料金を支払うことを約束します。

(2) 甲は、「わんぱくランチ」商品たるソフトウェアをはじめとする、乙が開発した全てのソフトウェアにつき、自らが提供する給食の管理目的のみにこれを使用します。

### 第2条 契約の期間

甲は、物件を下記期間について、乙とCSP契約を締結します。

### 第3条 CSP契約料

(1) 甲は、下記契約料を乙へ支払います。銀行振込の際の手数料は、甲の負担とします。

(2) 第5条に定める乙によるサービスの提供に不履行が生じた場合は、甲乙協議の上、乙は甲に対し、CSP契約料の全額を返金、もしくは、CSP契約料の全額の支払いの免除をし、CSP契約を解除することとします。

### 第4条 契約料の支払い時期

甲は、CSP契約料を請求があった日から起算して60日以内に乙に支払うものとします。

### 第5条 CSPの内容

乙は、ソフトウェアの機能が本契約成立時において、正常かつ何等の損傷がないことを条件として、該当期間中、次の内容のサービスの提供を行うものとします。

- ① 電話によるシステム操作説明
- ② 定期バージョンアップ(システム修正を含む)プログラムの配布
- ③ 文書によるバージョンアップ内容の説明とガイダンス
- ④ 文部科学省による、食品成分表データの改定に伴うソフトウェアの改定
- ⑤ 厚生労働省による、食事摂取基準改定に伴うソフトウェアの改定
- ⑥ 保育所専用給食献立データ及び献立レシピの配布
- ⑦ 給食便り「わんぱくだより」の配布
- ⑧ 機関紙「わんバックン」の定期配布
- ⑨ インターネットによるメンバーページへのアクセス権の付与(パスワードの発行)  
わんぱくランチ最新バージョンのダウンロード  
バックアップデータの保存(退避)
- ⑩ データ破損時の復旧支援
- ⑪ システムCDの紛失による最新バージョンの配布
- ⑫ 操作手順説明書の紛失による配布
- ⑬ プロテクトキー破損・故障による無償交換
- ⑭ 給食内容や業務に関するご相談

(1) 甲の申し出により、前項に定める保守基準を越えた保守を行った場合は、それに要する費用は甲の負担とします。

### 第6条 契約料未払いの場合の措置

CSP契約が次年度に繰り越されても、なお甲によるCSP契約料の支払いが行われないことが確認された場合には、以下の項目が適応されます。

- 1 インターネット利用による献立データのダウンロード等に使用されるユーザーID・パスワードの無効化
- 2 定期バージョンアップの保留
- 3 献立データ配布の停止

### 第7条 責任の範囲

ソフトウェアのパッケージに指定されている動作環境以外でソフトウェアを動作させたときに発生した不具合については、乙は責任を負わないものとします。

(雛型)

## 第8条 契約の解除

(1) 甲の書面によるCSP契約を終了する旨の申し出があった場合には、CSP契約期間中であっても、乙は直ちにCSPサービスを停止します。

(2) 乙の役員等が、次のいずれかに該当するものであることが判明した場合は、甲は直ちに契約を解除します。

- ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)
- ②暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員を利用するなどした者
- ④暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑥下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記の①～⑤のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結した者。

## 第9条 有償の修理

ソフトウェアの故障等につき、次に挙げるものについてはこのCSP契約に含まれないものとし、すべて有償とします。

- 1 甲の不注意によるソフトウェアおよびデータの破壊の修理
- 2 乙が供給したソフトウェア以外のソフトウェアによるデータ破壊の修理
- 3 甲が使用または取り扱い方法を誤って生じた故障の修理

## 第10条 その他

この契約に関して疑義が生じた場合または、この契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ処理するものとします。

以上

記

契約日 年 月 日

- 1 CSP対象ソフトウェア わんぱくランチ
- 2 CSP契約期間 開始日 \_\_\_\_\_ 終了日 \_\_\_\_\_
- 3 CSP契約料 金 円 (うち、消費税及び地方消費税額 円) %対象
- 4 CSP対象物件 ユーザーID: \_\_\_\_\_ パスワード: \_\_\_\_\_ 顧客コード: \_\_\_\_\_

上記のとおり契約しました。よって本証2通を作成し、甲・乙署名押印のうえ各自その1通を保持するものとします。

甲(商品占有者)

所在地 \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印

乙(保守実施者)

〒496-0036 愛知県津島市愛宕町4-4-1  
株式会社アドム  
代表取締役 加藤 久和  
登録番号:T6-1800-0109-9414